

4 持続可能な財政基盤の確立 ～第四期財政改革推進計画に基づく財政改革の取組～

(1) 計画の内容

① 基本的な考え方

本県においては、平成16年度から三期にわたり財政改革に取り組んできたところであり、収支不足額の圧縮や臨時財政対策債等を除く県債残高の抑制など一定の成果を挙げているものの、今後、社会保障関係費に加え、防災・減災対策や公共施設の老朽化対策等に多額の財政負担が見込まれることもあり、引き続き厳しい財政状況が続くものと考えられます。

財政改革を継続しなかった場合、中期財政見通し（3頁参照）のとおり、多額の収支不足額の発生により財政関係2基金が枯渇し、予算編成が困難になることから、引き続き財政改革に取り組む必要があります。

具体的には、多額の収支不足額の圧縮を図り、持続的に健全性が確保される財政構造へと転換していくため、引き続き歳入・歳出両面からの取組を一体的に実施するとともに、臨時財政対策債等を除く県債残高の抑制等にも取り組むこととしています。

また、改革を進めるに当たっては、全ての事務事業について、その必要性はもちろんのこと、県の役割を検証の上で徹底した見直しを行うとともに、あわせて国に対して、地方税財源の充実・確保を強く働きかけていきます。

さらに、予算編成過程の透明性の確保や財政マネジメントの強化を図り、県民の皆様の県財政に対する理解が深まるよう努めていくこととしています。

② 計画期間

平成27年度から平成30年度までの4年間で「第四期財政改革推進期間」とします。

なお、地方財政制度の大幅な変更等が生じた場合、必要に応じて本計画を見直すこととします。

③ 見直し目標額

中期財政見通しでは、一般財源の伸びが見込めない中、今後、社会保障関係費や、防災・減災対策、公共施設の老朽化対策等の増加により、平成30年度までの4年間において、1,028億円（一般財源ベース）の収支不足額が生じ、平成29年度には財政関係2基金が枯渇し予算編成が困難となることを見込まれます。

平成30年度当初予算編成後も財政関係2基金を維持し、持続性のある財政運営を行うためには、今後4年間に694億円（県費（一般財源+県債）ベース）の見直しを行う必要があります。

なお、見直し目標額の設定に当たっては、県債残高の縮減を目指す観点から、一般財源に県債を加えた県費ベースとします。

(単位：億円)

年 度	平 2 7	平 2 8	平 2 9	平 3 0	計
当初予算ベースの収支不足額 (一般財源ベース)	2 3 7	2 1 7	2 7 3	3 0 1	1, 0 2 8
見直し目標額 (県費ベース：一般財源+県債)	1 5 5	1 6 9	1 7 9	1 9 0	6 9 4

※ 端数処理の関係から、合計額は一致しない。

④ 具体的な取組

以下に掲げる見直し目標額は、あくまでも目標であって、地方交付税の大幅な減少や大規模な災害等の発生に伴う歳出増等により、収支不足が拡大した場合には、さらなる見直しを行うこととします。

ア 効果的・効率的な歳出の実現

歳入に見合った歳出規模・構造とする必要があることから、義務的経費を含む全ての歳出の徹底した見直しを行います。

i 義務的経費 <見直し目標額 41億円>

※見直し額は一般財源+県債(以下同じ)

○ 人件費

本県の厳しい財政状況や社会情勢の変化等を踏まえ、総人件費の伸びを抑制します。

- ・ 引き続き適正な定員管理及び給与管理を行います。

○ 扶助費

社会保障制度の一環である生活保護費、児童保護・措置費及び児童扶養手当給付費など国の基準付けがあるものがほとんどですが、限られた財源のもと将来にわたって安定的に継続していくために、社会情勢の変化や社会保障制度改革の動向も踏まえ、適正なあり方について検討を行います。

○ 公債費

- ・ 臨時財政対策債等を除く県債の新規発行額を可能な限り抑制することにより、県債残高の圧縮を図り、将来世代への負担を軽減します。
- ・ 当面の金利負担を軽減し、金利情勢の変化に柔軟に対応するため、発行方式や償還年限等の多様化を進めます。

ii 投資的経費 <見直し目標額 98億円>

公共事業については、地域経済への影響を勘案しつつ、緊急性や費用対効果、公共施設のファシリティマネジメント等を踏まえ、重点化を図ります。

- * 公共事業(公共施設の維持管理経費、直轄高速自動車国道事業負担金及び

災害復旧事業を除く。) . . . 毎年度対前年度比5%※削減

※国の予算編成の状況等により、数値を変更する可能性がある。

- * 公共施設の維持管理経費 . . . 所要額
- * 直轄高速自動車国道事業負担金 . . . 所要額
- * 災害復旧事業 . . . 所要額

歳出予算における公共事業の状況

	平27予算(骨格+肉付)	構成比
公共事業	約 891億円	100.0%
補助公共事業	約 490億円	55.0%
県単公共事業	約 112億円	12.5%
直轄事業負担金	約 136億円	15.3%
災害復旧事業	約 153億円	17.2%

- ・ いわゆる箱物整備については、原則、新規着工を凍結するとともに、増改築についても、県民にとって必要性が特に高く、緊急性のあるものに限り実施することとします。
- ・ 公共施設等総合管理計画を平成28年度までに策定し、公共施設全体の最適化や長寿命化によるライフサイクルコストの最小化等を図ります。
- ・ 入札・契約制度の適正な運用に努めるとともに、社会経済情勢の変化等に応じて適時・適切に必要な見直しを行います。

iii 一般行政経費

<見直し目標額 220億円>

※スクラップ・アンド・ビルドによる他事業への振替も含む。

補助金をはじめ全ての事務事業について、ゼロベースで徹底した見直しを行い、既に事業目的を概ね達成しているものや、事業効果、必要性、緊急性が低下しているもの等については、原則廃止とします。

また、見直しによって得られた財源を、今後も増加する社会保障関係費や県政運営上の重要施策へ振り向けるなど、引き続き施策と財源の「選択と集中」を進めていきます。

○ 補助費等

補助金については、市町村・団体等との役割分担やその自立促進の観点から、次のような視点で見直しを行います。

【補助金見直しの主な視点】

- 1) 上乗せ補助金の原則廃止
- 2) 多額の一般財源を要する補助金の見直し
- 3) 少額の補助金、長期間支出を継続している補助金の見直し
- 4) 部局等間で同種・類似の事業を行っているもの見直し

- 5) 各種団体に対する運営費・事業費補助金の見直し
- 6) 市町村との役割分担や市町村の財政力を考慮した市町村補助金への見直し

- ・ 県出資の公社等については、「新宮崎県公社等改革指針」（平成27年4月改訂）に基づき公社等の数及び常勤役職員への県職員の派遣人数を削減することなどにより、県の財政支出総額を4億円程度削減します。
- ・ 社会保障関係費については、国の基準付けがあるものがほとんどですが、自然増を放置することなく、県民の健康づくりに主眼を置いた取組等を推進することにより、総額の抑制を図ります。

○ 物件費・維持補修費

- ・ 極めて厳しい財政状況を職員一人ひとりが認識し、旅費や需用費、役務費等の経費について、必要最小限となるよう節減に努めます。

- ・ 電子システム関係経費については、新規に導入するシステム等について、費用対効果を分析し、既に導入した電子システム等との連携を確保した上で、必要不可欠なもののみ最小限の範囲内で導入を図ります。また、既に導入したシステム等についても、サーバ統合等によるコスト縮減に向けた取組を進めます。

○ その他

県や市町村、民間等との適切な役割分担のもと、県が実施するよりも民間等で行う方がより効果的・効率的であると判断される業務について、民営化や民間委託、NPO等との協働等を推進します。

また、公の施設のうち県直営の施設については、指定管理者制度の導入可否を検討するとともに、公の施設のあり方について、その必要性や県の役割等を踏まえ、市町村、民間への譲渡や廃止等も含めた見直しを行います。

iv 特別会計・公営企業会計への繰出金 <見直し目標額 11億円>

特別会計・公営企業会計への繰出金の圧縮を図ります。特に、県立病院事業会計においては、新たな経営計画に基づき、効率的な病院運営を図るとともに収益確保を図るなど、より一層の経営改善を図り、一般会計からの繰出金の抑制に取り組めます。

v 執行段階での経費節約等 <見直し目標額 320億円>

「経費節約の指針」に基づき、旅費や需用費、使用料、賃借料、役務費など各経費における執行段階での経費節約を徹底するとともに、年度中の歳入増に取り組むこと等により、毎年度80億円程度の財源捻出を図ります。

イ 歳入確保の強化

＜見直し目標額 4億円＞

本県の脆弱な財政基盤を改善していくため、県税収入の確保はもとより、財産収入、広告収入等新たな財源確保に努めるとともに、本県の最大の財源である地方交付税について所要額の確保に努める必要があります。

i 自主財源

○ 県税

- ・ 県税については、課税・徴収の両面から、税収確保の取組をより一層推進することにより、収入確保を図ります。特に、個人住民税については、各県税・総務事務所と市町村との連携をより密にし、徴収対策に取り組むとともに、県民の皆様に対し、税制等について正しく理解してもらうための広報に努めます。

また、産業振興策の積極的な取組による税源の涵養を通じて、中・長期的な県税収入の増を図ります。

- ・ 特別徴収制度の適切な実施に向けて、市町村とも連携を図り、個人住民税の収入確保に努めます。
- ・ コンビニ納付の税目拡大や電子納税の導入など新たな納税方法を検討します。
- ・ 超過課税である森林環境税や法定外目的税である産業廃棄物税については、税の仕組みや用途について広く県民に周知を図り、適切な課税・徴収に努めます。

○ 使用料・手数料

- ・ 使用料・手数料については、経済情勢や関係事務事業の所要額等を踏まえ、受益者負担の適正化の観点から定期的に見直しを行うとともに、減免のあり方については、公平性等の観点から検討を行います。

○ 財産収入

未利用財産のうち、今後とも利用見込みのないものについては売払いを行うとともに、売却が困難なもの等は貸付等を行います。

あわせて、行政財産の有効活用の観点から、公募方式による自動販売機の設置等を行い、歳入の確保を図ります。

○ その他

- ・ 税財源の充実・確保を図るため、国に対して、税源の偏在性の是正など、地方の財源が安定的に確保される制度の構築を求めていきます。

- ・ これまで活用していない広告媒体の活用等により広告収入をさらに確保するとともに、ネーミングライツ（命名権）収入の積極的な確保を図ります。
- ・ ふるさと宮崎応援寄附金（ふるさと納税）について、本県のPR効果も勘案し、積極的な確保を図ります。
- ・ 基金について、設置目的に沿った適切な取崩しや運用益の確保等に努めます。

ii 依存財源

○ 地方交付税

本県歳入の約3割を占める地方交付税について、必要な額が確保されるよう、国に対し機会あるごとに強く求めていきます。

○ 県債

引き続き、必要最小限の範囲で退職手当債や行政改革推進債の活用を図るとともに、退職手当債制度の延長について、国に働きかけていくこととします。また、金利負担軽減の観点から、調達手段の多様化に向けた検討を進めます。

○ 国庫支出金

少ない一般財源で効果的に事業を実施するため、国庫支出金の積極的な活用を図ります。

また、国庫補助制度について、財政力や社会資本整備の状況に配慮したものとなるよう、国に強く求めていきます。

ウ その他

i 「事務事業の見直し」の徹底・強化

財政改革を進めるに当たって最優先に実施するべき「事務事業の見直し」を徹底するため、事業の必要性や緊急性等のもとより、組織や制度設計のあり方に踏み込んだ検討を行います。

ii ゼロ予算施策の積極的な推進

新たな予算措置を伴わず県民サービスの向上を図る「ゼロ予算施策」の積極的な推進を図ります。

iii 財政の透明性の向上とマネジメント強化

県民の皆様にわかりやすい県政を推進する観点から、予算編成過程や財政状況を適時適切に公表するとともに、固定資産台帳の整備をはじめ新たな会計制度のあり方について検討を行い、財政マネジメントの強化を図ります。

⑤ 計画推進のための取組

毎年度、第四期財政改革推進計画の進行管理を行い、行財政改革推進本部や行財政改革懇談会等において、計画に沿った見直しがなされているか報告します。

⑥ 見直し目標額の内訳（再掲）

(単位：億円)

(一般財源ベース)

収支不足額	平27	平28	平29	平30	計
	237	217	273	301	1,028

見直し目標額

(県費（一般財源＋県債ベース）、単位：億円)

区分	平27	平28	平29	平30	計
人件費の抑制	7	10	11	13	41
投資的経費の重点化	10	20	29	38	98
事務事業の見直し	55	55	55	55	220
繰出金	2	3	3	3	11
執行段階での経費節約等	80	80	80	80	320
歳入確保対策	1	1	1	1	4
計	155	169	179	190	694

※ 端数処理の関係から、合計額は一致しない。

※ 「事務事業の見直し」は、スクラップ・アンド・ビルドによる他の事業への振替を含む。

⑦ 見直しを行った場合の財政関係2基金残高見込額等

(単位：億円)

財政関係2基金残高見込み (2月補正後の残高見込み)	平26	平27	平28	平29	平30
	463	412	387	309	206

※ 財政調整積立金及び県債管理基金（財源調整部分）の残高。

※ 当該年度の2月補正による積立て等を含む。

(単位：億円)

県債残高の見込み (年度末における残高見込み)	平26	平27	平28	平29	平30
※中段は口蹄疫対策転貸債等を除いた残高見込み	10,268	8,933	8,826	8,755	8,759
※中段は口蹄疫対策転貸債等を除いた残高見込み	9,068	8,933	8,826	8,755	8,759
※下段は中段から臨時財政対策債を除いた残高見込み	5,359	5,148	4,931	4,775	4,669

※ 「県債残高の見込み」は、公共事業について前述「④具体的な取組アのii」による重点化を行った場合の試算値であり、災害復旧や箱物建設の状況等により変動する。また、臨時財政対策債の発行額は、平成25～27年度の平均値として試算している。

(2) 歳入確保、歳出見直しに関する具体的な取組例

① 行政情報システムの全体最適化によるコスト削減

実施方針

県民への行政サービスレベルや事務の効率化を維持しつつ、更なるコスト削減を図るため、個別システムの調達の適正化（部分最適化）に加え、各種システムの共同利用や統廃合による最適化（全体最適化）を推進します。

実施計画

実施計画（取組内容）の概要	工程表（実施予定年度）			
	H27	H28	H29	H30
1 サーバ統合基盤への移行 （仮想化技術によるサーバ基盤の統合）	毎年度			

数値目標

項目	目標値					
	H25	現況値 (H26)	H27	H28	H29	H30
サーバ統合基盤への移行システム数 (件)	—	23	23	15	8	6
サーバ統合基盤への移行サーバ台数 (台)	—	51	117	60	34	14

② 公共施設等の総合的かつ計画的な管理による老朽化対策の推進（再掲）

実施方針

老朽化が進む公共施設等について、更新・統廃合・長寿命化などを計画的に行い、財政負担の軽減・平準化や公共施設等の最適な配置の実現を図るため、全庁的な方針となる公共施設等総合管理計画及び個別施設計画の策定に取り組みます。

このうち、建物については、「県有建物保全計画」（平成22年3月策定）及び「宮崎県県有建物長寿命化指針」（平成24年3月策定）の対象を拡大し、計画的・効果的な保全業務を推進するとともに、ファシリティマネジメントの導入・推進を図ります。

また、土木施設及び農業水利施設については、長寿命化計画の策定及び同計画に基づく計画的・効果的な保全業務の推進に取り組みます。

「ファシリティマネジメント」とは、所有する土地、施設等の資産を最適な状態で保有し、最小のコストで最大の効果が発揮できるよう戦略的に運営していくための総合的な管理手法のことです。

実施計画

実施計画（取組内容）の概要	工程表（実施予定年度）			
	H 2 7	H 2 8	H 2 9	H 3 0
1 公共施設等総合管理計画の策定	実施	→		
2 個別施設計画の検討・策定	検討・実施			→
3 建物における計画的・効果的な保全業務の推進及びファシリティマネジメントの導入・推進	検討・実施			→
4 土木施設及び農業水利施設における長寿命化計画の策定及び計画的・効果的な保全業務の推進	検討・実施			→

③ 省エネ・省資源の徹底**実施方針**

県庁は、地方公共団体として、また大規模な消費者・事業者としての立場から、事務事業における環境負荷の低減に率先して努めることが求められています。

このため、全職員を対象とした研修等を実施し、電気、燃料の削減など省エネ・省資源活動に積極的に取り組みます。

実施計画

実施計画（取組内容）の概要	工程表（実施予定年度）			
	H 2 7	H 2 8	H 2 9	H 3 0
1 省エネ・省資源の徹底	毎年度			→

④ 県有財産の売却・貸付け等の推進（再掲）

実施方針

未利用財産の売却を推進するため、売却物件に関する情報を積極的にPRしながら、入札を継続的に実施するとともに、宅建業者による媒介制度やインターネット公有財産売却システム等の民間のノウハウを活用します。

また、売却が困難な物件や庁舎等の空きスペースの貸付けを推進するとともに、県有施設等へのネーミングライツの導入を検討します。

さらに、平成30年度の完成を目標としている防災拠点庁舎について、利便施設用スペースの貸付けや民間広告の掲出など利活用の検討を行います。

「ネーミングライツ」とは、県有施設等に企業名や商品名などを冠した「愛称」を付ける権利です。ネーミングライツを取得した企業（スポンサー企業）は、県にその対価（ネーミングライツ料）を支払います。

実施計画

実施計画（取組内容）の概要	工程表（実施予定年度）			
	H27	H28	H29	H30
1 未利用財産の売却	毎年度			→
2 売却が困難な物件や庁舎等の空きスペースの貸付け	毎年度			→
3 県有施設等へのネーミングライツの導入検討	検討			→
4 防災拠点庁舎における利便施設用スペースの貸付け・民間広告の掲出など利活用の検討	検討			→

数値目標

項目	目標値					
	H25	現況値 (H26)	H27	H28	H29	H30
不動産売却収入 (百万円)	605	174	150	150	150	150

⑤ 個人県民税の歳入確保

実施方針

貴重な自主財源である県税収入の確保は喫緊の課題となっており、中でも個人県民税は、県税収入の約33%を占める一方、収入未済額の約85%を占めるなど、その対策に積極的に取り組む必要があります。

個人県民税の賦課徴収は市町村が実施することとなっていることから、市町村と連携を図り、併任人事交流の実施など今後とも協力した取組を行います。

実施計画

実施計画（取組内容）の概要	工程表（実施予定年度）			
	H27	H28	H29	H30
1 併任人事交流の実施	毎年度			→
2 地方税法第48条に基づく直接徴収の推進	毎年度			→
3 特別徴収の推進	毎年度			→

⑥ 自動車税納期内納付率の向上

実施方針

自動車税は最も身近な県税であり、近年はコンビニエンスストアやクレジットカードなどの納付方法の浸透により納期内納付率は毎年上昇していますが、県民一人ひとりの納税意識を高め、納期内納付をより一層推進していくことが求められています。

このため、各種媒体を有効に活用した広報を行うとともに、各県税・総務事務所や各市町村、さらには関連する民間企業とも連携し、県内において広域かつ長期的に啓発活動を行うことで、県民の自主納税意識の醸成を図り、納期内納付率の更なる向上に努めます。

実施計画

実施計画（取組内容）の概要	工程表（実施予定年度）			
	H27	H28	H29	H30
1 各種媒体を活用した広報活動の強化（テレビ、ラジオ、SNS等）	毎年度			→
2 各県税・総務事務所、各市町村と連携した県内一斉啓発キャンペーンの実施	検討・実施			→
3 自動車関連企業（ディーラー、中古車販売業、自動車学校等）と連携・協力した年間を通じた啓発活動	検討	実施		→

数値目標

項目	目 標 値					
	H 2 5	現況値 (H26)	H 2 7	H 2 8	H 2 9	H 3 0
自動車税納期内納付率 (%) (件数ベース)	72.7	73.7				76.0